

番号	意 見	考え方・対応案
1	文中にも記載がありましたが，土地利用計画にはさまざまな法律や条例，計画等が関係しているので，そういったものを一覧にまとめた参考資料のようなものがあれば，より分かりやすくてよいと感じました。（個人的に山口県の土地利用基本計画書が参考になるのではないかと思います。）	巻末に土地利用に関する計画等の体系図を追加いたします。
2	考慮しなければいけない分野が多岐にわたるため，土地利用を総合的かつ計画的に進めて行くことは非常に大変なことだと感じました。ただ、県土地利用は県民生活に大きく関わるものだと思いますので，市町村や国などと連携しながら，より良い徳島県となるよう，計画をもとに進めていってほしいと思います。頑張ってください。	計画の推進に当たっては，課題を把握し，効果的な施策を講じるとともに，国，市町村に加え，地域住民やNPO法人，民間企業等，多様な主体との連携を図りながら推進していきます。
3	計画期間は何年でしょうか。記載されていません。	本計画は，国土利用計画法第7条及び第9条に基づき策定するもので，同法では，計画期間の定めがないものとされておりますが，「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」年次として，10年後の令和10年を設定しております。 これは，土地利用に係る施策については，効果が現れてくるまでに長い時間が必要であることから10年間としているものです。 また，本計画が基本とする国の「第5次国土利用計画（全国計画）」においても，目標年次を10年後と同様に設定しております。

番号	意 見	考え方・対応案
4	この計画にある施策を実施するには、NPOや企業などとの連携を図ることが重要である。	「第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」において、計画に記載の措置の総合的な対策の実施に当たっては、「県、市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO法人、学術研究者など多様な主体の参画と適切な役割分担により実施される」こととしております。
5-1	専門用語について解説があれば、分かりやすくなると思います。	巻末に用語集を記載いたします。
5-2	用語の解説をつけた方が良いと思います。	
6	徳島県の発展につながるような計画づくりと実行をお願いします。	県土利用の基本方針に基づき、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指してしっかりと取り組んでいきます。